

茨城県後期高齢者医療広域連合健康診査実施要綱

平成 20 年 4 月 1 日

告示第 11 号

改正 平成21年 3 月13日 告示第21号

改正 平成27年 3 月27日 告示第17号

改正 平成28年 3 月29日 告示第 3 号

改正 平成30年 3 月 5 日 告示第 9 号

改正 平成31年 2 月14日 告示第 5 号

改正 令和 2 年 1 月 8 日 告示第 2 号

改正 令和 2 年 3 月16日 告示第27号

(目的)

第 1 条 この要綱は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。）第 125 条第 1 項及び茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第 22 号）第 3 条の規定に基づき、茨城県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が、法第 50 条に定める被保険者に対して健康診査を実施し、生活習慣病の早期発見に努めることにより、健康の保持増進を図り、もって安心して安定した生活の向上に資することを目的とする。

(実施主体)

第 2 条 健康診査の実施主体は、広域連合とする。

(実施の方法)

第 3 条 健康診査は、関係市町村（茨城県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年市町村指令第 23 号）第 2 条に定める広域連合を組織する市町村をいう。以下同じ。）に、第 6 条に定める健康診査に係る業務（以下「業務」という。）を委託して実施するものとする。

2 関係市町村は、前項に規定する業務を円滑に実施するため、業務の一部を第三者に委託することができるものとする。

(契約の締結)

第 4 条 広域連合長は、前条第 1 項の規定に基づき、関係市町村に業務を委託するときは、当該業務につき契約を締結するものとする。

2 前項に規定する契約書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 業務の処理の範囲に関する事項

- (2) 業務の再委託に関する事項
- (3) 業務の委託期間に関する事項
- (4) 業務の委託料に関する事項
- (5) 健康診査受診者に係る個人情報の保護及び業務に係る秘密の保護に関する事項
- (6) その他広域連合長が必要と認める事項

第5条 (削除)

(業務受託市町村が行う委託業務)

第6条 業務受託市町村が行う業務の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 被保険者に対する健康診査の受診の通知に関する事務
- (2) 被保険者からの健康診査の受診の申込みの受付に関する事務
- (3) 健康診査の受診を希望する被保険者の被保険者資格の確認に関する事務
- (4) 健康診査の受診が決定した被保険者への健康診査受診券の発行に関する事務
- (5) 第11条第1項に定める検査項目に係る検査の実施
- (6) 健康診査受診者への健康診査の結果の通知に関する事務
- (7) 健康診査の結果に関する記録（以下「健康診査記録」という。）の管理及び保存
- (8) その他健康診査の実施に必要と認める事務

(健康診査の受診対象者)

第7条 健康診査の受診対象者は、健康診査を受診する日において、被保険者の資格を有する者とする。

2 次の各号のいずれかに該当する被保険者は、前項の規定にかかわらず、健康診査の受診対象者から除くものとする。

- (1) 法第55条第1項第1号から第5号までに規定する病院、診療所又は施設に入院、入所又は入居している被保険者。ただし、同項第1号に掲げる被保険者にあつては6月以上継続して入院している者に限る。
- (2) 特定健康診査又はそれに相当する健康診断を、第9条に定める実施期間において既に受診している被保険者
- (3) 当該関係市町村に転入する前に他の関係市町村又は他の都道府県後期高齢者医療広域連合が行う健康診査を、第9条に定める実施期間において既に受診している被保険者
- (4) 別表第1に定める生活習慣病で医療機関において受診又は治療を受けている被保険者。
ただし、医師の判断により健康診査を行う必要があると認められた者は、この限りでない。

(5) 刑事施設（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成 17 年法律第 50 号）第 3 条に定める施設をいう。）その他これらに準ずる施設に收容されている被保険者

(6) 前各号に定める者のほか、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第 1 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成 20 年 1 月 17 日厚生労働省告示第 3 号）に掲げる被保険者

（受診回数）

第 8 条 健康診査の受診回数は、同一の被保険者について、次条で定める実施期間において 1 回限りとする。

（実施期間）

第 9 条 健康診査の実施期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

（実施場所）

第 10 条 業務受託市町村の長は、当該業務受託市町村の区域内に住所を有する被保険者に対し、健康診査を受診する場所を指定して、受診させるものとする。

（健康診査の検査項目）

第 11 条 健康診査の検査項目は、別表第 2 のとおりとする。

2 業務受託市町村は、前項の規定にかかわらず、当該業務受託市町村の実情に応じて健康診査の検査項目を追加することができるものとする。ただし、追加した検査項目に要する費用は、当該業務受託市町村の負担とする。

第 12 条 （削除）

（受診資格の確認）

第 13 条 業務受託市町村は、被保険者が健康診査を受診する前に、後期高齢者医療被保険者証（後期高齢者医療被保険者資格証明書を含む。）及び健康診査受診券により、当該被保険者の健康診査に係る受診資格の有無について確認を行うものとする。

（啓発）

第 14 条 広域連合及び関係市町村は、健康診査に係る広報を、広報紙等を活用して行うものとする。

（健康診査の受診に要する費用）

第 15 条 被保険者の健康診査の受診に要する費用は、無料とする。

（事業計画書の作成）

第 16 条 業務受託市町村の長は、第 9 条に定める実施期間における健康診査の実施に当たり、

広域連合長が指定する期日までに後期高齢者健康診査事業計画書（様式第1号）を作成し、関係書類を添えて、広域連合長に提出しなければならない。

（実績報告）

第17条 業務受託市町村の長は、健康診査を実施したときは、広域連合長が指定する期日までに後期高齢者健康診査実績報告書（様式第2号）により、健康診査を受診した人数、健康診査に要した費用その他必要と認める事項を、広域連合長に報告しなければならない。

（委託料の算出方法及び単価）

第18条 広域連合が当該業務受託市町村に支払う委託料は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める金額に健康診査を受診した人数を乗じた額とする。

(1) 当該業務受託市町村において健康診査に要する費用 当該健康診査に要する1人当たりの金額。

(2) 健康診査に要する受診者1人当たりの事務に要する費用 300円

(3) 健康診査記録の電子化に要する費用（第1号に定める費用に健康診査記録の電子化に要する費用が含まれない場合であって、かつ、前号に定める事務に要する費用以外の費用として1人当たりの健康診査記録の電子化に要する費用がある場合に限る。） 受診者1人当たりの健康診査記録の電子化に要する実費額。ただし、400円（消費税及び地方消費税の額を除く。以下同じ。）を超える場合にあっては400円を限度とする。

(4) 電子化した健康診査記録を特定健康診査等データ管理システムへデータ登録するために要する費用 74円

2 前項第1号及び第3号に規定する1人当たりの金額は、広域連合と当該業務受託市町村が協議の上、契約により定めるものとする。

3 前2項の規定のほか、別表第3に掲げる後期高齢者の質問票の項目に係る調査結果の電子化作業に従事する臨時職員の賃金又は電子化作業委託費等が発生する場合には、その実費額を委託料として支払う。ただし、上記の費用が第1項第1号及び第2号に定める費用に含まれない場合であって、かつ、第1項第3号に該当する費用がない場合に限る。

（委託料の決定）

第19条 広域連合長は、第17条の規定に基づき業務受託市町村の長から後期高齢者健康診査実績報告書の提出があったときは、その内容を審査した上で委託料を決定し、当該業務受託市町村の長に通知するものとする。

（委託料の請求及びその支払）

第 20 条 業務受託市町村の長は、前条の規定に基づく通知を受けたときは、後期高齢者健康
診査委託料請求書（様式第 3 号）を広域連合長に提出するものとする。

2 広域連合長は、前項の請求書の提出を受けたときは、速やかに当該業務受託市町村に対し、
健康診査に係る委託料を支払うものとする。

（健康診査記録の整備及び保存年限）

第 21 条 広域連合は、業務受託市町村と連携を図り、健康診査記録を整備するものとする。

2 広域連合は、前項に規定する健康診査記録を作成した年度の翌年度から 5 年を経過するま
での期間保存するものとする。ただし、健康診査の受診者が被保険者の資格を喪失した場合
（法第 51 条各号に定める適用除外となったものは除く。）は、資格を喪失した年度の翌年度
の末日までの期間保存する。

（個人情報の保護）

第 22 条 広域連合及び業務受託市町村は、健康診査に係る個人情報の保護について、必要な
措置を講じるものとする。

（その他）

第 23 条 この要綱に定めるもののほか、健康診査の実施に関し必要な事項は、広域連合長が
別に定める。

附 則

この告示は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 21 年告示第 21 号）

この告示は、平成 21 年 3 月 13 日から施行する。

附 則（平成 27 年告示第 17 号）

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年告示第 3 号）

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年告示第 9 号）

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年告示第 5 号）

この告示は、平成 31 年 3 月 31 日から施行する。

附 則（令和 2 年告示第 2 号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年告示第27号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表第1(第7条関係)

- 1 糖尿病
- 2 高血圧症
- 3 高脂血症
- 4 高尿酸血症
- 5 肝機能障害
- 6 糖尿病性神経障害
- 7 糖尿病性網膜症
- 8 糖尿病性腎症
- 9 痛風腎
- 10 高血圧性腎臓障害
- 11 脳血管疾患
 - (1) 脳出血
 - (2) 脳梗塞
 - (3) その他脳血管疾患
- 12 虚血性心疾患
- 13 動脈閉塞
- 14 大動脈疾患
- 15 人工透析

別表第2(第11条関係)

検査項目	問診	既往歴の調査（服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む。） 若しくは別表第3に掲げる後期高齢者の質問票の項目に係る調査のいずれか、又は両方
		自覚症状及び他覚症状の検査
	身体計測	身長
		体重
		BMI
	血圧	収縮期血圧
		拡張期血圧
	血中脂質検査	中性脂肪
		HDLコレステロール
		LDLコレステロール又はNon-HDLコレステロール
	肝機能検査	GOT
		GPT
		γ-GTP
	血糖検査	空腹時血糖値、HbA1c又は随時血糖
	尿検査	尿糖
		尿蛋白

別表第3（第18条関係）

後期高齢者の質問票

	質問文	回答
1	あなたの現在の健康状態はいかがですか	①よい ②まあよい ③ふつう④あまりよくない ⑤よくない
2	毎日の生活に満足していますか	①満足 ②やや満足 ③やや不満 ④不満
3	1日3食きちんと食べていますか	①はい ②いいえ
4	半年前に比べて固いもの(*)が 食べにくくなりましたか *さきいか、たくあんなど	①はい ②いいえ
5	お茶や汁物等でむせることがありますか	①はい ②いいえ
6	6カ月間で2～3kg以上の 体重減少がありましたか	①はい ②いいえ
7	以前に比べて歩く速度が 遅くなってきたと思いますか	①はい ②いいえ
8	この1年間に転んだことがありますか	①はい ②いいえ
9	ウォーキング等の運動を週に1回以上していますか	①はい ②いいえ
10	周りの人から「いつも同じことを聞く」などの 物忘れがあるとされていますか	①はい ②いいえ
11	今日が何月何日かわからない時がありますか	①はい ②いいえ
12	あなたはたばこを吸いますか	①吸っている ②吸っていない ③やめた
13	週に1回以上は外出していますか	①はい ②いいえ
14	ふだんから家族や友人と付き合いがありますか	①はい ②いいえ
15	体調が悪いときに、身近に相談できる人がいますか	①はい ②いいえ

様式第1号（第16条関係）

年 月 日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 宛て

市（町・村）長 印

年度後期高齢者健康診査事業計画書

年度茨城県後期高齢者医療広域連合健康診査業務について、下記のとおり、事業を計画したので報告いたします。

1 健康診査実施計画

(1) 実施分 健康診査の実施形態 健診
実施期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

ア 健康診査に要する費用の見込額 円

区 分	①受診者見込数	②電子化見込数	③健康診査単価	健康診査に要する金額(①×③)
後期高齢者健康診査	人	人	円	円

イ 健康診査の事務に要する費用の見込額 円 (①×300円)

ウ 健康診査記録の電子化に要する費用の見込額 円 (②× 円)

エ 電子化した健康診査記録を特定健康診査等データ管理システムへデータ登録するために要する費用の見込額 円 (①×74円)

オ 後期高齢者の質問票の項目に係る調査結果の電子化作業に従事する臨時職員の賃金又は電子化作業委託費等の見込額 円

実施分の健康診査業務委託料の見込額 (A) 円 (ア+イ+ウ+エ+オ)

(2) 実施分 健康診査の実施形態 健診
 実施期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

ア 健康診査に要する費用の見込額 円

区 分	①受診者見込数	②電子化見込数	③健康診査単価	健康診査に要する金額(①×③)
後期高齢者健康診査	人	人	円	円

イ 健康診査の事務に要する費用の見込額 円 (①×300 円)

ウ 健康診査記録の電子化に要する費用の見込額 円 (②× 円)

エ 電子化した健康診査記録を特定健康診査等データ管理システムへデータ登録するために要する費用の見込額 円 (①× 74 円)

オ 後期高齢者の質問票の項目に係る調査結果の電子化作業に従事する臨時職員の賃金又は電子化作業委託費等の見込額 円

実施分の健康診査業務委託料の見込額 (B) 円 (ア+イ+ウ+エ+オ)

2 健康診査業務委託料の見込額 円 (A+B)

様式第2号（第17条関係）

年 月 日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 宛て

市（町・村）長 印

年度後期高齢者健康診査実績報告書

年度茨城県後期高齢者医療広域連合健康診査業務について、下記のとおり、事業を完了しましたので報告いたします。

1 健康診査実績報告

(1) 実施分 健康診査の実施形態 健診
実施期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

ア 健康診査に要した費用の合計額 円

区 分	①受診者数	②電子化数	③健康診査単価	健康診査に要した金額(①×③)
後期高齢者健康診査	人	人	円	円

イ 健康診査に要した事務費の合計額 円 (①×300円)

ウ 健康診査記録の電子化に要した費用の合計額 円 (②× 円)

エ 電子化した健康診査記録を特定健康診査等データ管理システムへデータ登録するために要した費用の合計額 円 (①×74円)

オ 後期高齢者の質問票の項目に係る調査結果の電子化作業に従事する臨時職員の賃金又は電子化作業委託費等の額 円

実施分の健康診査業務委託料 (A) 円 (ア+イ+ウ+エ+オ)

(2) 実施分 健康診査の実施形態 健診
 実施期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

ア 健康診査に要した費用の合計額 円

区 分	①受診者数	②電子化数	③健康診査単価	健康診査に要した金額(①×③)
後期高齢者健康診査	人	人	円	円

イ 健康診査に要した事務費の合計額 円 (①×300 円)

ウ 健康診査記録の電子化に要した費用の合計額 円 (②× 円)

エ 電子化した健康診査記録を特定健康診査等データ管理システムへデータ登録するために要した費用の合計額 円 (①× 74 円)

オ 後期高齢者の質問票の項目に係る調査結果の電子化作業に従事する臨時職員の賃金又は電子化作業委託費等の額 円

実施分の健康診査業務委託料 (B) 円 (ア+イ+ウ+エ+オ)

2 健康診査業務委託料の合計額 円 (A+B)

第 号
年 月 日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 宛て

市（町・村）長 印

年度後期高齢者健康診査業務委託料請求書

下記のとおり、 年度後期高齢者健康診査に係る業務委託料について請求いたします。

請求金額 _____ 円

【委託料の振込先】

振 込 先 口 座	金 融 機 関 名		預貯金の種別	口 座 番 号 (右詰で記入して下さい。)						
	金融機関コード	店舗コード								
	(フリガナ) 口座名義人									

※ この請求書には、後期高齢者健康診査実績報告書を添付して下さい。